司法修習生の給費制を1年延長する「裁判所法の一部を改正する法律」 成立に伴う今後の取組にあたっての会長声明

昨年11月26日,司法修習生に対する貸与制の施行を1年間延期する「裁判所法の一部を改正する法律」が国会で可決され、同月から修習を開始した司法修習生(64期)に対しては、司法修習費用の給費が継続されることとなった。

今回の改正はあくまでも1年間に限定した延期措置であるが、改正にあたり、衆議院法務委員会の附帯決議において、政府及び最高裁判所に対し、「改正後の裁判所法附則第4項に規定する日までに、個々の司法修習修了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」と「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」を求めている。

もとより、法曹養成は、単なる個人の資格取得の問題ではなく、三権分立の一翼を 担う司法権の基盤に関わる問題であり、人権擁護を担う人材養成に関わる重要な課 題である。

そのため、司法修習生のための給費制が司法制度の人的基盤を支える上で必要 不可欠であるとの認識から、当会を含め全国の弁護士会、関係団体等は、市民集 会、署名運動や街頭宣伝活動等を通じてその維持を訴え続けてきたところである。

1年間という暫定的な期間ではあるものの、国会議員をはじめとする市民の方々に 一定の理解をいただいて、今回、給費制が維持されることになったことについては、感 謝の意を表するものである。

しかし、今後も、市民のための法曹を育てるための議論が引き続きなされる必要が ある。

そこで、当会は、政府及び最高裁判所に対して、直ちに給費制の存続及び法曹養成という課題について議論が開始されるための措置をとることを求め、司法修習生の 給費制維持のみならず、司法修習における集合的修習の在り方、法科大学院の適正 な定員数の検討や法科大学院生への経済的支援の充実、司法試験の在り方や受験 回数制限の見直し、司法の制度基盤の充実と法曹の活動領域拡大のための方策実 施、適正な法曹人口の検討と司法試験合格者数の大幅見直しなどについて総合的 に検討することを求める。

当会としても、今後も、司法修習生の給費制の継続を維持する改正裁判所法が成立されるよう全力を尽くすとともに、市民のための司法サービスをより充実すべく引き続き努めていくことをここに表明する次第である。

平成23年2月23日

佐賀県弁護士会 会 長 池 田 晃 太 郎